

春日井市空き家等対策計画の 改定について

空き家等対策計画の概要

- (1) 計画期間 2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの5年間
- (2) 対象空き家等 空家法に定める空家等、特定空家等
 共同住宅等の空き室、本市が所有する使用していない公共施設
- (3) 対象地域 市内全域
- (4) めざす姿 「快適な住環境の確保」「地域共生の充実」「まちの魅力の向上」
- (5) 基本方針

発生予防	空き家等の発生前からの周知啓発を推進することにより、空き家等の発生の減少を図ります。
適正管理	空き家等の適正管理を促進することにより、周辺に悪影響を及ぼす放置空き家等の減少を図ります。
解体・流通・利活用	空き家等の解体・流通・利活用を促進することにより、空き家等の減少を図ります。

空き家等対策計画の概要

(6) 基本施策

1 発生抑制	空き家等の増加させないように、発生抑制を進めます。
2 住環境の保全	市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、住環境の保全を進めます。
3 建替え促進	危険な空き家等を減少させるよう、解体や建替えを進めます。
4 流通促進	空き家等を減少させるよう、流通の活性化を進めます。
5 利活用	地域の方が利用できるよう、新しい用途での利活用を進めます。
6 転入定住	地域の活性化が図れるよう、転入定住を進めます。

スケジュール

令和6年度

令和7年度

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
●	↔			●		
第2回協議会	アンケート調査			第1回協議会		

令和6年度第2回協議会

- ・春日井市の現状について
- ・春日井市の取組み実績について
- ・計画の改定骨子(案)について
- ・アンケート調査について

令和7年度第1回協議会

- ・計画の基本的事項について
- ・現状と課題
- ・取組の方向性について

スケジュール

令和7年度

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
●				↔	●	
第2回協議会				パブリック コメント	第3回協議会	

令和7年度第2回協議会

- ・計画中間案について

令和7年度第3回協議会

- ・パブリックコメント結果について
- ・計画(最終案)について